

第10号議案

長岡京市国民健康保険条例の一部改正について

長岡京市国民健康保険条例（昭和52年長岡京市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正及び国民健康保険事業の適正な運営を図るため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡京市国民健康保険条例（昭和52年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条及び第23条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 【略】</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 【略】</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 【略】</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 【略】</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用</p>

改正後	改正前
<p>の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条及び第23条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p><u>(低所得者の保険料の減額)</u></p> <p>第23条 【略】</p> <p>第23条の2 【略】</p> <p><u>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p>第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、</p>	<p>に係るものに限る。)を除く。)の額 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p><u>(保険料の減額)</u></p> <p>第23条 【略】</p> <p>第23条の2 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</u>。</p> <p>2 <u>第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額</u></p> <p>(2) <u>第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。)</u></p> <p>5 <u>第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と、第5項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第26条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金額を減免することができる。</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第26条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>【加える】</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第23条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。